

# **富士見市国民保護計画**

## **《 避難実施要領パターン 》**

2018年(平成30年)12月

富士見市

# 目次

I	避難実施要領の作成に当たって.....	1
1	避難実施要領について.....	1
2	避難実施要領の様式.....	1
II	避難実施要領パターン.....	3
1	弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃.....	3
(1)	通常弾頭の場合.....	3
(2)	核弾頭の場合.....	6
(3)	生物剤弾頭の場合.....	9
(4)	化学物質弾頭の場合.....	12
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃.....	15
III	資料.....	18
資料1	避難実施要領様式例.....	18
資料2	警報の通知文例.....	24
資料3	避難の指示（第1段階）の通知文例.....	25
資料4	避難の指示（第2段階）の通知文例.....	26

実際に武力攻撃事態が発生した場合、〇〇と空欄で記されている部分に実際の状況をあてはめ、状況に応じて柔軟に対応していくものとする。

# I 避難実施要領の作成に当たって

内閣官房「国民の保護に関する基本指針」の記載（抜粋）

- 市（町村）は、関係機関（教育委員会など当該市（町村）の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（次略）
- 市（町村）は、当該市（町村）の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（次略）

## 1 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を策定するものとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、「富士見市国民保護計画」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

また、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に努めるとともに、避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合は直ちに避難実施要領の内容を修正する。

## 2 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と市域内避難・市域外避難の様式例を資料1のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

### ＜避難実施要領の作成パターンについて＞

類 型 項 目	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul>
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</li> <li>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。</li> </ul>
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合 を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・タオルやマスクの使用等、内部被ばくを避ける方策について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。</li> <li>・ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>

## Ⅱ 避難実施要領パターン

この避難実施要領パターンは、「富士見市国民保護計画」第2編第4章第2節「避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

ここでは、弾道ミサイル・NBCミサイル攻撃（通常弾頭・核弾頭・生物剤弾頭・化学物質弾頭）の場合及びゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

### 1 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃

#### （1）通常弾頭の場合

##### ① 事態の状況

###### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、市は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

##### ② 方針及び実施要領

###### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領（一例）

富士見市長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 電車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※職員の体制及び配備等については、別に定める。
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
富士見市	TEL:049-251-2711		
国民保護対策本部	FAX:049-251-2760		

## (2) 核弾頭の場合

### ① 事態の状況

#### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、核弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、市は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

### ② 方針及び実施要領

#### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。



## 避難実施要領

### 避難実施要領（一例）

富士見市長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（核弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・電車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難すること。
- ・木造家屋内にいる者は、状況により、放射線の遮へい効果が大きいコンクリート建物等への退避を検討すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</p> <p>また、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※職員の体制及び配備等については、別に定める。
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
富士見市	TEL:049-251-2711		
国民保護対策本部	FAX:049-251-2760		

### (3) 生物剤弾頭の場合

#### ① 事態の状況

##### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、生物剤弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、市は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### ② 方針及び実施要領

##### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領（一例）

富士見市長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（生物剤弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・電車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</p> <p>また、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※職員の体制及び配備等については、別に定める。
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
富士見市	TEL:049-251-2711		
国民保護対策本部	FAX:049-251-2760		

## (4) 化学物質弾頭の場合

### ① 事態の状況

#### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、化学物質弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、市は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

### ② 方針及び実施要領

#### 全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

## 避難実施要領

### 避難実施要領（一例）

富士見市長

○年○月○日○時○分現在

#### 1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（化学物質弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・電車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従うこと。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知し、避難の際は化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難すること。</p> <p>また、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※職員の体制及び配備等については、別に定める。
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
富士見市	TEL:049-251-2711		
国民保護対策本部	FAX:049-251-2760		



## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

### ① 事態の状況

#### 事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、逃走した武装勢力が〇〇地区〇丁目の建物に立てこもっており、攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、富士見市〇〇地区〇丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、市は、今後、住民がとるべき行動について周知する。

### ② 方針及び実施要領

#### 全般的な方針

ア 要避難地域の住民については、事態が沈静化するまで、当面の間屋内避難とする。

イ 事態の状況により適切な避難施設に移動させることを検討する。

ウ 住民の安全確保の観点から、警察・消防との協力体制の下、広報車等を活用し、隣接する地域の住民に事態の状況等を広報・周知する。

避難実施要領

<b>避難実施要領（一例）</b>	
富士見市長 ○年○月○日○時○分現在	
<b>屋内避難</b>	
<b>1 県からの避難の指示の内容</b>	
<p>国の対策本部長は、逃走した武装勢力が建物に立てこもっており攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。 知事は別添の避難の指示を行った。</p>	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
<b>2-1 事態の状況</b>	
発生時期	平成○年○月○日○時○分
発生場所	富士見市○○地区○○丁目
実行の主体	国籍不明の武装勢力
事案の概要と被害状況	武装勢力の乗った車両が逃走し、○○地区○○丁目の建物に立てこもっている。
今後の予測・影響と措置	○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。
気象の状況	天候：            気温：            ℃    風向：            風速：            m/s
<b>2-2 避難住民の誘導の概要</b>	
要避難地域	富士見市○○地区
避難先と避難誘導の方針	<p>防災行政無線、広報車、市ホームページ等さまざまな手段を活用し、住民に屋内避難を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し、広く住民に周知するよう努める。</p> <p>武装勢力による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。</p> <p>新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。</p> <p>※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察官や自衛隊等からの情報や助言等をふまえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。</p> <p>※ 事案が発生している地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで一時的に屋内避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえ、順次避難させる。</p>

避難開始日時	— ※状況の変化とともに避難を開始する。
避難完了予定日時	—
<b>2-3 関係機関の措置等</b>	
措置の概要	消防、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関に情報収集し、措置の概要を記載する。
連絡調整先	現地調整所（位置：△△、連絡手段：××）
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。	
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	室内の密閉、2階以上の階へ避難、情報収集体制の確保
屋外にいる場合	速やかに屋内に避難する。
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線による放送</li> <li>・ 防災メール、緊急速報メール等</li> <li>・ 広報車</li> <li>・ ツイッター、フェイスブック等SNS</li> <li>・ その他スマートフォンアプリ等</li> </ul>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
<b>6 緊急時の連絡手段</b>	
富士見市 国民保護対策本部	TEL:049-251-2711 FAX:049-251-2760

### Ⅲ 資料

#### 資料 1 避難実施要領様式例

##### 例 1 屋内避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領	
富士見市長	
年 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	

<b>6 緊急時の連絡手段</b>	
富士見市 国民保護対策本部	TEL: FAX:

例2 市域内避難及び市域外避難における避難実施要領の様式（例）

<b>避難実施要領</b>				
				富士見市長
				年 月 日 時 分現在
市域内避難 及び 市域外避難				
<b>1 県からの避難の指示の内容</b>				
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温：	℃	風向：
				風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
<b>4 避難者数（単位：人）</b>				
地区名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				

5 避難施設				
5-1 事態の状況				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人員数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他 ( )			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	警備に当たる人数			
	警備場所			

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区					
一時集合 場所への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
要援護者 等の避難 方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					

<b>8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法</b>	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
<b>8-5 追加情報の伝達</b>	
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所 での対応	
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
（心得・安全確保・服装等）	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先 職員間の連絡手段	
<b>12 緊急時の連絡手段</b>	
富士見市 国民保護対策本部	TEL: FAX:



例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式（例）

避難実施要領			
			富士見市長
			年 月 日 時 分現在
<b>1 警報の内容</b>			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
<b>2 避難指示</b>			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
<b>3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）</b>			
要避難地域			
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
<b>4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）</b>			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
<b>5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）</b>			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
<b>6 緊急時の連絡手段</b>			
富士見市	TEL:		
国民保護対策本部	FAX:		

## 資料2 警報の通知文例

### 知事からの警報の通知

危機第〇〇〇〇号  
〇〇年〇月〇日

各市町村長  
各指定地方公共機関の長  
県管理大規模集客施設等の管理者 } 様

埼玉県知事 氏名

武力攻撃事態等における警報の通知について（通知）

総務大臣から、武力攻撃事態等における警報の通知があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第46条及び国民保護に関する埼玉県計画に基づき、別添のとおり通知する。

各市町村においては、直ちにサイレン等を使用して、住民に警報を伝達されたい。

※ 本通知文に、国からの通知文を添付してFAXします。

### 資料3 避難の指示（第1段階）の通知文例

#### 知事からの避難の指示（第1段階）

危機第〇〇〇〇号  
〇〇年〇月〇日

各市（町村）長 様

埼玉県知事 氏 名

武力攻撃事態等における避難の指示（第1段階）について（通知）

武力攻撃事態等対策本部長から避難措置の指示があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条及び国民保護に関する埼玉県計画に基づき、住民に対し下記のとおり避難の指示を行うので、所要の措置を講じられたい。

なお、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設は、おって通知する。

#### 記

- 1 要避難地域  
（地域名列挙）
- 2 避難先地域  
（地域名列挙）
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

<例>

- ・ 関係機関は、住民を速やかに誘導し、〇〇への立入りを禁止すること。
- ・ 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。

※ 必要に応じて、資料を添付する。

## 資料4 避難の指示（第2段階）の通知文例

### 知事からの避難の指示（第2段階）

危機第〇〇〇〇号  
〇〇年〇月〇日

各市（町村）長 様

埼玉県知事 氏 名

武力攻撃事態等における避難の指示（第2段階）について（通知）

先に、住民に対し避難の指示を行ったところであるが、下記のとおり、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設を決定したので通知する。

貴職においては、住民への周知及び避難誘導の実施等所要の措置を実施されたい。

#### 記

- 1 主要な避難経路  
国道〇〇号、△△号及び県道〇〇号、△△号
- 2 避難のための交通手段  
原則、徒歩により避難集合場所に集合し、バス鉄道で避難する。  
ただし、要配慮者については、自家用自動車の使用を認める。
- 3 避難先地域における避難施設  
別添のとおり（避難施設が多数になる場合等は、資料を添付する。）

